

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

○特定調達契約に係る資格に関する公示.....	65
○特定調達契約に係る入札の公告.....	66
○特定調達契約に係る資格に関する公示.....	67
○特定調達契約に係る入札の公告（２件）.....	67

目 次

ページ

規 則

○北海道行政組織規則の一部を改正する規則.....（人事課）	56
○北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則.....（情報政策課）	57

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....（税務課）	57
○知事の所管する条例及び規則に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示の一部改正.....（情報政策課）	57
○農業振興地域の指定の一部改正.....（農地調整課）	57
○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課）	58
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	58
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....（治山課）	58
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	59
○森林法による通知に代える公示（２件）.....（治山課）	59
○道路の区域の変更及び供用の開始.....（維持管理防災課）	59
○土砂災害警戒区域の指定.....（維持管理防災課）	60
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....（維持管理防災課）	60
○第一種市街地再開発事業の終了の認可.....（建築指導課）	61

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	61
------------------------	----

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	62
------------------------	----

道選挙管理委員会告示

○政治団体の収支報告書の要旨の公表.....	63
------------------------	----

道人事委員会規則

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....	63
--------------------------------	----

道労働委員会訓令

○北海道労働委員会が保有する個人情報保護に関する規程の一部を改正する訓令.....	63
---	----

道警察本部告示

規 則

北海道行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年11月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第87号

北海道行政組織規則の一部を改正する規則

北海道行政組織規則（昭和41年北海道規則第21号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第6款 削除」を「第6款 ASEAN事務所
第7款 サハリン事務所（第170条・第171条）」第7款 サハリン事務所
（第165条－第169条）に改める。
（第170条・第171条）」

第7条第3項の経済部地域経済局国際経済室の事項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3）ASEAN事務所に関すること。

第3章第6節第6款を次のように改める。

第6款 ASEAN事務所

（設置）

第165条 道行政の推進に必要なASEAN地域（東南アジア諸国連合構成国の国内の地域をいう。次条において同じ。）における行政機関等との連絡及び調整、経済交流の促進及び観光事業の振興等を行うため、ASEAN事務所を設置する。

2 ASEAN事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
北海道ASEAN事務所	シンガポール共和国

（所掌事務）

第166条 ASEAN事務所は、次の事務を所掌する。

- （1）道行政の推進に必要なASEAN地域における行政機関等との連絡及び調整に関すること。
- （2）経済交流に係る支援及び協力に関すること。

- (3) 観光事業の振興及び企業誘致の促進に関すること。
- (4) 各種情報の収集及び提供並びに北海道の情報の発信に関すること。
- (5) その他ASEAN地域との交流に関すること。

第167条から第169条まで 削除

別表第11の(1)の事項の表中「

病害虫防除所

」を「

ASEAN事務所
病害虫防除所

」に改める。

附 則

この規則は、平成27年12月1日から施行する。

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年11月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第88号

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則
北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年北海道規則第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「次の」の次に「各号の」を加え、同項第2号を次のように改める。

(2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

第4条第10項第2号中「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改め、同項第5号中「第175条」を「第147条」に改める。

第5条第1項中「同条第3項各号に掲げる電子証明書のいずれか」を「同条第3項第1号若しくは第3号に掲げる電子証明書若しくは同項第2号に掲げる署名用電子証明書」に改め、同条第2項及び第3項中「前条第3項各号に掲げる電子証明書のいずれか」を「前条第3項第1号若しくは第3号に掲げる電子証明書又は同項第2号に掲げる署名用電子証明書」に改める。

第6条第4項中「電子証明書」の次に「又は署名用電子証明書」を加える。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

北海道告示第761号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成27年11月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 落札に係る物品等の名称及び数量
地方税電子申告システムに係るサーバ等の賃貸借（3台分） 一式（1月当たりの単価）
- 落札を決定した日
平成27年10月22日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社HBA
(2) 住 所 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8
- 落札金額
624,240円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
平成27年9月11日付け北海道告示第613号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道総務部財政局税務課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第762号

知事の所管する条例及び規則に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示（平成16年北海道告示第358号）の一部を次のように改正し、平成28年1月1日から施行する。

平成27年11月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

第4条第1項中「同条第3項第1号」を「同条第3項第1号に規定する電子証明書に記録されるべき事項を」に、「同項第2号に規定する電子証明書」を「同項第2号に規定する署名用電子証明書」に、「当該電子証明書」を「それぞれ当該電子証明書又は署名用電子証明書」に改める。

北海道告示第763号

昭和46年北海道告示第2814号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。

告

示

その農業振興地域の区域を表示した図面は、北海道農政部農業経営局農地調整課及び十勝総合振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成27年11月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

本別地域の事項中「本別町の区域のうち、図面（第34号）の赤色で着色した部分（）」を「本別町の区域のうち、」に、「平成7年本別町告示第10号」を「平成27年本別町告示第17号」に、「北海道立農業講習所」を「北海道立農業大学校」に改め、「（本別事業区243林班のと、う小班の一部、245林班のれ小班及びへ、た、そ小班の一部の区域を除く。）」を削り、「131林班の区域）」を「131林班の区域」に改める。

北海道告示第764号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成27年12月1日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成27年11月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
西長沼西	経営体育成基盤整備〔面的集積型〕（ きよ 暗渠排水、区画整理）	北海道空知総合振興局
北見南	畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（農業用排水施設、農業用道路、区画整理、暗渠排水、土層改良、農用地造成）	北海道オホーツク総合振興局

北海道告示第765号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成27年11月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 浦河郡浦河町・幌泉郡えりも町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
- えりも町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐は、択伐とする。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 沙流郡日高町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 飛砂の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

日高町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 幌泉郡えりも町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高振興局産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第766号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成27年11月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 小樽市（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び小樽市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第767号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成27年11月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林 沙流郡平取町字芽生85の2・字豊糠61の2・67の1の所在場所 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 字芽生85の2・字豊糠61の2・67の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び平取町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第768号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保

安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を苫前町役場の掲示場に掲示した。

平成27年11月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 通知の内容 平成27年北海道告示第723号
- 2 所在が不明な者 山田 弘一、萩原 正吉、杉野 喜三郎、上田 久作、杉野 ハツ、中嶋 智記

北海道告示第769号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を小樽市役所の掲示場に掲示した。

平成27年11月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 通知の内容 平成27年北海道告示第663号
- 2 所在が不明な者 寺村 孝三

北海道告示第770号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成27年11月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類	道道				
2 路線名	居辺本別線				
3 道路の区域					
区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
中川郡本別町美蘭別443番3地先から 同郡本別町美蘭別445番1地先まで	前		12.00mから 39.16mまで	1,165.50m	—
		前	11.00mから 110.43mまで	1,700.00m	—
	後		12.00mから 39.16mまで	1,165.50m	—
		後	11.00mから 110.43mまで	1,700.00m	—

北海道告示第771号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年11月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
厚真新町1（Ⅰ－3－513－3071）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
勇払郡厚真町新町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
炭住沢（Ⅰ－31－1360）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
勇払郡むかわ町穂別（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
穂別1の沢（Ⅰ－31－1370）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
勇払郡むかわ町穂別（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
穂別2の沢（Ⅱ－31－1380）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
勇払郡むかわ町穂別（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
北産士小学校沢川（Ⅰ－53－0140）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
天塩郡天塩町字ウブシ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
シンナイ川（Ⅰ－51－0160）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
増毛郡増毛町阿分（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
貝森の沢川（Ⅰ－51－0170）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
増毛郡増毛町阿分（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

（「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局及び振興局の建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第772号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年11月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
厚真新町2（Ⅱ－3－10－1183）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
勇払郡厚真町新町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
鵒川豊城1（Ⅱ－3－33－1206）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
勇払郡むかわ町豊城（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 鶴川豊城2（Ⅱ－3－34－1207） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡むかわ町豊城（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 増毛阿分7（Ⅰ－5－21－2238） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 増毛郡増毛町阿分（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 増毛阿分8（Ⅱ－5－15－1596） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 増毛郡増毛町阿分（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局及び振興局の建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第773号 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第7条の20第1項の規定により、次のとおり第一種市街地再開発事業の終了について認可した。 平成27年11月27日 北海道知事 高橋 はるみ 1 施 行 者 の 名 称 丸宝繊維株式会社	株式会社ディステリア京屋 株式会社IMF開発 2 市街地再開発事業の名称 帯広市開広団地地区第一種市街地再開発事業 3 事業施行期間 平成25年3月28日から平成27年10月9日まで 4 施 行 地 区 帯広市西7条南5丁目1番の一部、西7条南6丁目1番1の一部、1番2の一部、3番（従前地番1番4から1番8まで）、4番（従前地番1番3）、1番11、西7条南7丁目1番の一部、4番1、5番（従前地番4番2から4番4まで）、西8条南5丁目2番の一部、西8条南6丁目4番2の一部、5番（従前地番4番5、4番12から4番16まで）、7番（従前地番4番4、4番8）、4番17、西8条南7丁目1番2の一部、16番（従前地番1番8、1番11、1番12） 5 施行認可の年月日 平成25年3月28日 6 終了の認可の年月日 平成27年11月17日													
	総合振興局告示及び振興局告示 北海道胆振総合振興局告示第52号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成27年11月27日 北海道胆振総合振興局長 小玉 俊 宏 1 落札に係る物品等の名称（1キログラム当たりの単価）及び調達予定数量 <table><tr><td>(1) 混合塩化物（粒状凍結防止剤）／胆振地区</td><td>2,170,000キログラム</td></tr><tr><td>(2) 混合塩化物（粒状凍結防止剤）／日高地区</td><td>225,000キログラム</td></tr><tr><td>(3) 塩化カルシウム水溶液（液状凍結防止剤）／日高地区</td><td>45,500キログラム</td></tr><tr><td>(4) カルボン酸塩系（粒状凍結防止剤）／胆振地区</td><td>44,000キログラム</td></tr><tr><td>(5) すべり止め材（砂・碎石 混合）／苫小牧出張所</td><td>550,000キログラム</td></tr><tr><td>(6) すべり止め材（砂）／洞爺出張所</td><td>1,100,000キログラム</td></tr><tr><td>(7) すべり止め材（砂）／門別出張所</td><td>15,000キログラム</td></tr></table> 2 落札を決定した日 平成27年10月20日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 1の(1) ア 氏 名 株式会社東宏 イ 住 所 札幌市東区東雁来9条3丁目2番3号	(1) 混合塩化物（粒状凍結防止剤）／胆振地区	2,170,000キログラム	(2) 混合塩化物（粒状凍結防止剤）／日高地区	225,000キログラム	(3) 塩化カルシウム水溶液（液状凍結防止剤）／日高地区	45,500キログラム	(4) カルボン酸塩系（粒状凍結防止剤）／胆振地区	44,000キログラム	(5) すべり止め材（砂・碎石 混合）／苫小牧出張所	550,000キログラム	(6) すべり止め材（砂）／洞爺出張所	1,100,000キログラム	(7) すべり止め材（砂）／門別出張所
(1) 混合塩化物（粒状凍結防止剤）／胆振地区	2,170,000キログラム													
(2) 混合塩化物（粒状凍結防止剤）／日高地区	225,000キログラム													
(3) 塩化カルシウム水溶液（液状凍結防止剤）／日高地区	45,500キログラム													
(4) カルボン酸塩系（粒状凍結防止剤）／胆振地区	44,000キログラム													
(5) すべり止め材（砂・碎石 混合）／苫小牧出張所	550,000キログラム													
(6) すべり止め材（砂）／洞爺出張所	1,100,000キログラム													
(7) すべり止め材（砂）／門別出張所	15,000キログラム													

(2) 1の(2)及び(5) ア 氏 名 株式会社ゴードー イ 住 所 東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号 (3) 1の(3) ア 氏 名 ナラサキ産業株式会社 イ 住 所 札幌市中央区北1条西7丁目1番地 (4) 1の(4) ア 氏 名 ソリトン・コム株式会社 イ 住 所 札幌市中央区盤渓365番地 (5) 1の(6) ア 氏 名 道路工業株式会社 イ 住 所 札幌市中央区南8条西15丁目2番1号 (6) 1の(7) ア 氏 名 さくら佐藤建設株式会社 イ 住 所 新冠郡新冠町字中央町17番地の9 4 落札金額 (1) 30.00円 (2) 30.00円 (3) 34.00円 (4) 190.00円 (5) 22.00円 (6) 8.70円 (7) 84.80円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成27年9月4日付け北海道胆振総合振興局告示第48号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号	平成27年11月27日 北海道教育庁渡島教育局長 辻 俊 行 1(1) 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量 パーソナルコンピュータの賃貸借 126台 一式（職業科仕様84台、商業科仕様42台） (2) 落札を決定した日 平成27年11月5日 (3) 落札者の氏名及び住所 ア 氏 名 みちのくリース株式会社 イ 住 所 青森県青森市橋本1丁目4番10号 (4) 落札金額 699,840円 (5) 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 (6) 一般競争入札の公告 平成27年9月25日付け北海道教育庁渡島教育局告示第54号 2(1) 随意契約に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量 ア パーソナルコンピュータの賃貸借 158台 一式（職業科仕様121台、商業科仕様37台） イ パーソナルコンピュータの賃貸借 90台 一式（普通科仕様83台、聾学校仕様7台） (2) 随意契約の相手方を決定した日 平成27年11月5日 (3) 随意契約の相手方の氏名及び住所 ア 氏 名 株式会社エスイーシー イ 住 所 函館市末広町22番1号 (4) 随意契約に係る契約金額 ア 872,856円 イ 410,400円 (5) 契約の相手方を決定した手続 随意契約 (6) 随意契約による理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。 3 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
道 教 育 庁 教 育 局 告 示	
北海道教育庁渡島教育局告示第61号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定し、及び随意契約の相手方を決定した。	

(2) 所在地	函館市美原4丁目6番16号
道 選 挙 管 理 委 員 会 告 示	
北海道選挙管理委員会告示第71号	
政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定に基づき、同法第12条第1項及び第17条第1項の規定による政治団体の収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書の要旨を別冊のとおり公表する。	
その別冊は、北海道選挙管理委員会事務局及び各支所に備え置いて一般の閲覧に供する。	
平成27年11月27日	
北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 一 史	
道 人 事 委 員 会 規 則	
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。	
平成27年11月27日	
北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知	
北海道人事委員会規則14－69	
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	
管理職員等の範囲を定める規則（北海道人事委員会規則14－1）の一部を次のように改正する。	
別表知事部局の項中	
「	計量検定所 所長 副所長 主幹 支所長
」	を
「	計量検定所 所長 副所長 主幹 支所長
」	に改める。
	A S E A N事務所 所長 主幹
附 則	
この規則は、平成27年12月1日から施行する。	
道 労 働 委 員 会 訓 令	

北海道労働委員会訓令第2号	
北海道労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。	
平成27年11月27日	
北海道労働委員会会長 成 田 教 子	
北海道労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する訓令	
北海道労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規程（平成6年北海道地方労働委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。	
第3条第2項中「、本人」を「、開示の区分並びに本人」に、「法定代理人」を「代理人」に、「又は成年被後見人の別」を「若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人の別（以下「代理人の区分」という。）」に改める。	
第4条中「法定代理人で」を「代理人で」に改め、「並びに」の次に「法定代理人による請求及び死者の個人情報に係る請求の場合にあっては」を加え、「（法定代理人による請求及び死者の個人情報に係る請求の場合に限る。）」を「、本人の委任による代理人による請求の場合にあっては委任状及び当該本人に係る印鑑証明書」に改める。	
第5条第2項中「写し及び」を「写し並びに法定代理人による請求及び死者の個人情報に係る請求の場合にあっては」に、「（法定代理人による請求及び死者の個人情報に係る請求の場合に限る。）」を「、本人の委任による代理人による請求の場合にあっては委任状及び当該本人に係る印鑑証明書」に改める。	
第16条の次に次の1条を加える。	
（特定個人情報の写しの交付に係る負担費用の額の免除）	
第16条の2 次に掲げる者については、条例第26条ただし書の規定により、特定個人情報の写しの交付を受ける者が負担すべき当該写しの交付に要する費用の額（写しの送付に要する費用の額を除く。）を免除するものとする。	
(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる保護を受けている者	
(2) その他経済的困難により当該費用の額を負担する資力がないと認められる者	
2 条例第26条ただし書及び前項の規定により負担すべき費用の額の免除を受けようとする者は、特定個人情報の写しの交付を申請する際に、併せて当該免除を受けようとする理由を記載した別記第11号様式の2の写しの交付費用免除申請書を労働委員会事務局に提出しなければならない。この場合において、同項第1号に掲げる者が当該免除を受けようとする場合にあっては当該保護を受けていることを証明する書面を、同項第2号に掲げる者が当該免除を受けようとする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。	
第18条第2項及び第25条第2項中「法定代理人」を「代理人」に、「未成年者又は成年被後見人の別」を「代理人の区分」に改める。	

別記第1号様式中「☐識別番号」を「☐個人番号
☐識別番号」に改める。

別記第2号様式中「法定代理人による請求の」を「代理人による請求の」に、

4 本人の未成年者又は 成年被後見人の別（該当す る番号を○印で囲んでください。）	(1) 未成年者	(2) 成年被後見人
---	----------	------------

を

4 代理人の区分（該当する 番号を○印で囲んでくださ い。(3)は、特定個人情報の 請求のみに限ります。）	(1) 未成年者の法定代理人 (2) 成年被後見人の法定代理人 (3) 本人の委任による代理人
--	---

に、

6 請求資格確認	(1) 法定代理人（ ） (2) その他（ ）
----------	-------------------------

を

6 請求資格確認	(1) 法定代理人（ ） (2) 本人の委任による代理人（委任状・印鑑証明書） (3) その他（ ）
----------	--

に改め、同様式末尾欄外注1の事項中「本人」を「請求者」に改め、同注中4の事項を5の事項とし、3の事項を4の事項とし、2の事項の次に次の1事項を加える。

3 本人の委任による代理人による請求の場合には、注1の書類のほか、委任状及び印鑑証明書を提出し、又は提示してください。

別記第3号様式中「☐北海道労働委員会会長 ☐」を「北海道労働委員会会長 ☐」に改める。

別記第4号様式中「☐北海道労働委員会会長 ☐」を「北海道労働委員会会長 ☐」に改め、末尾欄外注2の事項中「本人」を「請求者」に改め、同注に次の1事項を加える。

4 本人の委任による代理人による請求の場合で開示を受ける際には、注2の書類のほか、委任状及び印鑑証明書を提出し、又は提示してください。

別記第5号様式中「☐北海道労働委員会会長 ☐」を「北海道労働委員会会長 ☐」に改める。

別記第6号様式中「☐北海道労働委員会会長 ☐」を「北海道労働委員会会長 ☐」に改める。

☐」に改め、末尾欄外注2の事項中「本人」を「請求者」に改め、同注中4の事項を5の事項とし、3の事項の次に次の1事項を加える。

4 本人の委任による代理人による請求の場合で開示を受ける際には、注2の書類のほか、委任状及び印鑑証明書を提出し、又は提示してください。

別記第7号様式中

3 担当課	北海道労働委員会事務局	課
-------	-------------	---

を

3 担当課	北海道労働委員会事務局 電話 (内線)	課
-------	------------------------	---

に改める。

別記第11号様式の次に次の1様式を加える。

別記第11号様式の2（第16条の2関係）

写しの交付費用免除申請書

年 月 日

北海道知事 様

住 所
氏 名

連絡先 電話番号

北海道個人情報保護条例第26条ただし書の規定により、次のとおり特定個人情報の写しの交付に係る負担すべき費用の額（写しの送付に要する費用の額を除く。）の免除を申請します。

1 開示決定年日及び 番号	年 月 日付け 第 号
2 免除を受けようとする額	円
3 免除を受けようとする理由 （該当する番号を○印で囲んでください。）	(1) 生活保護法による保護を受けているため (2) その他

4 備 考	
-------	--

- 注1 生活保護法による保護を受けていることを理由に免除を受けようとする場合は、当該保護を受けていることを証明する書面を添付してください。
- 2 その他の理由で免除を受けようとする場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。

(日本工業規格A4)

別記第12号様式中「法定代理人による請求の」を「代理人による訂正請求の」に、

5 本人の未成年者又は成年被後見人の別（該当する番号を○印で囲んでください。）	(1) 未成年者 (2) 成年被後見人
---	---------------------

を

5 代理人の区分（該当する番号を○印で囲んでください。(3)は、特定個人情報の訂正請求の場合に限ります。）	(1) 未成年者の法定代理人 (2) 成年被後見人の法定代理人 (3) 本人の委任による代理人
---	---

に、

7 請求資格確認	(1) 法定代理人 () (2) その他 ()
----------	---------------------------

を

7 請求資格確認	(1) 法定代理人 () (2) 本人の委任による代理人（委任状・印鑑証明書） (3) その他 ()
----------	--

に改め、同様式末尾欄外注1の事項中「本人」を「請求者」に改め、同注中3の事項を4の事項とし、2の事項の次に次の1事項を加える。

- 3 本人の委任による代理人による請求の場合には、注1の書類のほか、委任状及び印鑑証明書を提出し、又は提示してください。

別記第13号様式から別記第15号様式までの規定中「 北海道労働委員会会長 」を「北海道労働委員会会長 」に改める。

別記第18号様式中「又は同条第2項」を「若しくは第2項又は同条第3項」に、「法定代理人による請求の」を「代理人による利用停止請求の」に、

5 本人の未成年者又は成年被後見人の別（該当する番号を○印で囲んでください。）	(1) 未成年者 (2) 成年被後見人
---	---------------------

を

5 代理人の区分（該当する番号を○印で囲んでください。(3)は、特定個人情報の利用停止請求の場合に限ります。）	(1) 未成年者の法定代理人 (2) 成年被後見人の法定代理人 (3) 本人の委任による代理人
---	---

に、

7 請求資格確認	(1) 法定代理人 () (2) その他 ()
----------	---------------------------

を

7 請求資格確認	(1) 法定代理人 () (2) 本人の委任による代理人（委任状・印鑑証明書） (3) その他 ()
----------	--

に改め、同様式末尾欄外注1の事項中「本人」を「請求者」に改め、同注中3の事項を4の事項とし、2の事項の次に次の1事項を加える。

- 3 本人の委任による代理人による請求の場合には、注1の書類のほか、委任状及び印鑑証明書を提出し、又は提示してください。

附 則

この訓令は、平成27年11月27日から施行する。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第410号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成27年11月27日

北海道警察本部長 室 城 信 之

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成27年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成27年11月27日に一般競争入札の公告を行う契印機68台の賃貸借契約

(2) 資 格 契印機68台の賃貸借契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 物 品 等 の 種 類 契印機

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(8)までによるほか、調達物品に関し、要求する仕様を満たす物品の供給が可能であることを証明できる者であること。

3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成27年11月27日から同年12月10日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、資格に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道警察本部のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。

(3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

4 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のア、ウ及びエ並びに(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(1)による。

5 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

(3) 電 話 番 号 011-251-0110 内線2240

北海道警察本部告示第411号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成27年11月27日

北海道警察本部長 室 城 信 之

1 入 札 に 付 す る 事 項

(1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量

契印機68台の賃貸借 一式

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成28年3月16日から平成33年3月15日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成27年北海道警察本部告示第410号に規定する契印機68台の賃貸借契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階 入札会場（送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）

(2) 入 札 日 時 平成28年1月7日午後1時30分（送付による場合は、同月6日午後5時までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 3に同じ。

- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量50グラムに見合う郵送料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道警察本部のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
(2) 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
(3) 電 話 番 号 011-251-0110 内線 2240

10 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Tally machine : 68 units
B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., January 7, 2016
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., January 6, 2016)
C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2240

北海道警察本部告示第412号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成27年11月27日

北海道警察本部長 室 城 信 之

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成27年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成27年11月27日に一般競争入札の公告を行う自動印刷機74台の賃貸借契約

(2) 資 格 自動印刷機74台の賃貸借契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 物 品 等 の 種 類 自動印刷機

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(8)までによるほか、調達物品に関し、要求する仕様を満たす物品の供給が可能であることを証明できる者であること。

3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成27年11月27日から同年12月10日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、資格に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道警察本部のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。

(3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

4 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のア、ウ及びエ並びに(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(1)による。

5 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
(2) 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
(3) 電 話 番 号 011-251-0110 内線2240

北海道警察本部告示第413号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成27年11月27日

北海道警察本部長 室 城 信 之

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量

自動印刷機74台の賃貸借 一式

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

- (3) 契約期間 平成28年3月25日から平成33年2月24日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成27年北海道警察本部告示第412号に規定する自動印刷機74台の賃貸借契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階 入札会場（送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）

- (2) 入札日時 平成28年1月7日午後1時50分（送付による場合は、同月6日午後5時までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 3に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量50グラムに見合う

郵送料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道警察本部のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道警察本部総務部会計課

- (2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

- (3) 電話番号 011-251-0110 内線 2240

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Automatic printig machine : 74 units

B Bid tendering date and time : 1 : 50 P.M., January 7, 2016

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., January 6, 2016)

C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2240

北海道警察本部告示第414号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成27年11月27日

北海道警察本部長 室 城 信 之

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量

モバイルフォレンジック用機器18台の賃貸借 一式

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

- (3) 契 約 期 間 平成28年3月1日から平成33年2月28日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号又は平成27年北海道告示第6号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申 請 の 時 期 平成27年11月27日から同年12月11日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道警察本部総務部会計課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階 入札会場（送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）
- (2) 入 札 日 時 平成28年1月7日午後2時10分（送付による場合は、同月6日午後5時までに必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道警察本部のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる（要求仕様書を除く。）。要求仕様書は(1)の場所で交付する。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 10 そ の 他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
- (3) 電 話 番 号 011-251-0110 内線 2240
- 11 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured : Mobile forensic equipment 18 sets
- B Bid tendering date and time : 2 : 10 P.M., January 7, 2016
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., January 6, 2016)
- C Contact : Finance Division General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2240